

掲示板・SNS・Google マイビジネス・YouTube  
などにおける口コミ、書き込み削除対応

無料  
オンライン  
セミナー

# 弁護士による 風評被害対策

企業ブランドの損失を防ぎ、従業員・取引先の信頼を守る対応策

このような企業の方は是非、ご参加ください。



- ☑掲示板に元従業員が会社の悪口を書き込んでいる
- ☑SNSに従業員が会社の悪口を流している
- ☑YouTubeで自社の悪口を言わされている
- ☑社名検索でネガティブなキーワードがサジェストされる
- ☑言われのない風評被害によって、採用や取引に悪影響が出ている

弁護士が法律を駆使し、御社を風評被害から守ります。

2022年2月17日(木)  
13:00 - 14:00

会場：オンライン（Zoomを使用）  
参加費：無料（1社2名様までの参加とさせていただきます。）  
主催：弁護士法人 法律事務所ホームワン

弁護士法人 東京弁護士会所属

 法律事務所ホームワン  
HOME ONE LAW OFFICE

東京都中央区日本橋人形町3-4-14FORECAST人形町PLACE3F

ホームワン

検索

講師



弁護士  
宮本 尚紀

第一東京弁護士会所属

大阪大学法学部 卒業  
大阪大学法科大学院 修了



弁護士  
小倉 勇輝

東京弁護士会所属

日本大学 卒業  
立教大学法科大学院 修了

# 弁護士による風評被害対策

企業における風評被害は、人材採用・定着への悪影響だけでなく、取引の中止、企業ブランドの毀損など、大きな損害を与えかねません。近年はメディアの多様化により、風評被害の相談が増加しています。本セミナーを活用いただき、風評被害の対策と予防を行い、会社を防衛しましょう。

## <講座内容（一部）>

- 風評被害とは（定義、誹謗中傷との違い、判例紹介）
- 風評被害により生じ得るリスク（企業価値の毀損）
- 風評被害が生じた場合の対策（削除請求実務）
- 風評被害対策における弁護士の強み・活用（裁判代理権、法的判断）
- 風評被害対策の予防（社内対策）

## 風評被害対策における弁護士の強みと活用

2001年に制定されたプロバイダ責任制限法は、制定時には想定されていなかったSNSサービスの技術発達・拡大など、実態に合わせて2022年に改正される予定です。企業活動への影響もインターネットの世界での風評が、大きくなる傾向は変わりませんが、代理権を持って、プロバイダー側に「風評被害」を削除請求できるのは、弁護士です。企業の風評被害対策として、弁護士の活用が重要となっています。

参加費無料！

セミナー申し込みはFAX・ホームページで受付中です。

お申込み締切

2022年2月16日（水）

※ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

### <FAXの場合>

下記を記載のうえ、FAXにて送信下さい。

FAX: 03-6892-9278

### <ホームページの場合>

QRコードからサイトのセミナーページへ遷移後、ページ下部応募フォームからご応募ください。



貴社名			
ご住所			
連絡先電話番号		FAX 番号	
ご出席者様名		役職名	
メールアドレス			
ご質問 ご相談事項			